

2014年2月6日

NHK 会長
 榊井勝人様
NHK 放送総局長
 石田研一様

最近の NHK の放送番組に関する質問書

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
 共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

貴職におかれましては NHK の放送番組の充実のためにご尽力いただき、お礼を申し上げます。
 私たちは NHK が国内外の諸問題について、様々な政治・経済勢力、とりわけ時の政権から自立した立場で、視聴者に多様な情報や意見を公平・公正に伝え、それを通じて視聴者が理性的な判断力を持って参政権を行使するのを支援する役割を果たすことを願っています。

しかし、最近放送された番組のなかで、こうした NHK の使命にもとる問題が起こっています。以下、これらについて質問をしますので、ご多忙のこととは存じますが、2月14日（金）までにご回答を別紙宛先まで文書でお送りくださるよう、お願いいたします。

1. 榊井勝人会長の就任記者会見での発言問題を 28 日まで自局のニュース番組で伝えなかったのはなぜなのか。

1月25日の会長就任会見で榊井会長は「従軍慰安婦」問題、靖国神社参拝問題、領土問題に関する国際放送、特定秘密保護法などについて言及されましたが、それらはすべて「放送法」に定められた公平・公平、不偏不党、多様な意見の反映に真っ向から反するものでした。特に、「領土問題については明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない」という発言は、「国際的な紛争や各国間の利害が対立する問題などを取り上げる場合は、関係国の主張や国情などを客観的に伝えるとともに、日本の立場や世論の動向などを考慮して取り扱う」と定めた「NHK 放送ガイドライン」にもとる暴言でした。

そのため、NHK には 1,800 件（1月29日現在）を超える意見が寄せられ、全国紙も 26 日朝刊以降、連日、多くの紙面を割いて榊井会長の発言の重大性を報道しました。

ところが、当会が NHK 視聴者センターに問い合わせ確認したところでは、NHK は 28 日の 19 時と 21 時のニュース番組で、それも国会の質疑で榊井発言が取り上げられたのを短く伝えただけで、それ以前はこの問題をまったく伝えませんでした。

この問題を考えるに当たって当会は、NHK が取材する側とされる側の双方当事者となる場合の放送のあり方を厳しく問いかけなければならないと考えます。

「NHK 放送ガイドライン」の末尾に添付された「BPO の主な決定（NHK 関連）」の中で、2001 年に NHK が 4 回シリーズで放送した「ETV2001 戦争をどう裁くか」の第 2 回「問われる戦時性暴力」を巡って、取材対象となった「女性国際戦犯法廷」を企画した市民団体が NHK に対して訴えを起こした裁判の報道を巡って BPO が示した 2 つの意見・見解が掲載されています。2 つは個別の内容に違いはありますが、NHK が報道する側とされる側の双方当事者となった点では共通しています。

1つ目は、「ETV2001」をめぐる東京高裁判決を伝えた「ニュースウオッチ 9」が NHK 側の言い分だけを伝え、訴えを起こした市民団体側の見解をまったく伝えなかった点について、BPO の放送人権委員会は、「NHK 自身が、裁判の当事者だという特殊性を考えると、一般の裁判報道よりも公平・公正の点でより慎重な取り扱いが求められる」と指摘し、「相手方の見解になんら触れることなく、自らの解釈や番組への介入が疑われた政治家のコメントだけを放送したことは、公平・公正な取り扱いを欠き、放送倫理に違反する」とする見解を示したものです。

もう一つは、同じく「ETV2001」シリーズの第 2 回目の番組は放送倫理に反するとする市民の提訴に対して、BPO の放送倫理検証委員会が意見を表明したものです。この中で放送倫理検証委員会は、「国会担当の局長が制作現場の責任者に〔番組の〕改編を指示したことは公共放送にとって最も重要な自主・自律を危うくし視聴者に重大な疑念を抱かせる行為だった」と厳しく指摘しました。

【質問 I】

I-1 NHK に対する国民の信頼を根底から揺るがす今回の靑井会長の発言を、国会で取り上げられるまで自局の放送で一切、報道しなかった理由をわかりやすく具体的にご説明ください。

I-2 NHK が報道する側とされる側の双方当事者となった場合、自局の放送で当該問題の報道を抑制するバイアスがからないようにするには、番組制作部門と経営部門に利益相反が生じないようなファイアウォール措置が必要です。これについて、NHK はどのような措置を講じているのかご説明ください。例えば、政治部の記者などが取材で接触した政治家の意向を番組編集部門に公式・非公式に伝えるといった関与をさせない措置をどのように講じているのか、ご説明ください。

2. 原発問題をテーマにしたラジオ番組の放送をなぜ中止したのか？

1月30日の午前5～8時のラジオ第1放送「ラジオあさいちばん」で出演予定の中北徹・東洋大教授が「原発の再稼働のコストと事故リスク」をテーマに取り上げようとしたところ、番組担当のディレクターに「都知事選中は原発問題はやめてほしい」とテーマ自体の変更を求められ、中北教授がこれを断ったため放送が中止になったと伝えられています。

これについて、NHK 広報部は「都知事選では原発をめぐる問題が争点の一つになっており、選挙期間中はより公平性を期す必要がある。今回は出演上、そうした対応を取ることが困難だったため、テーマの変更を求めた」（『毎日新聞』2014年1月31日）と説明しています。

しかし、当会が入手したこの番組の原稿メモによれば、中北氏は、①事前の安全確保の対策、保険料などといった原発稼働のコストが世界的にアップしていること。②万が一の際、巨大大事故がもたらす損害が膨大化していること。③日本の場合、廃炉の費用が発生しているが、それが企業の費用に明示的に計上されていないこと、などを根拠に挙げ、それぞれを裏付けるデータを解説した上で、原発（稼働）ゼロでも、経済成長が実現できることを論じようとしたものでした。

その上で、中北氏は解説の最後で、原発事故発生リスクと巨大大事故が起きた際の損害額との関係に触れ、原発発生リスクである積（事故の発生確率と、その事故がもたらす損害賠償料との両

者の掛け算)の値を確実に減らし、ゼロにできるのは、原発を止めることになるだろうと説き、安倍首相も呼びかけた国民的議論の活性化を望む、と述べて解説を結ぶ予定だったといわれています。

「NHK 放送ガイドライン」は、「意見が対立する問題を取り扱う場合には、原則として個々のニュースや番組の中で双方の意見を伝える。仮に双方の意見を紹介できないときでも、異なる意見があることを伝え、同一のシリーズ内で紹介するなど、放送全体で公平性を確保するように伝える」と定めています。

この点でいえば、中北氏は番組の中で、即時脱原発路線を支持するのか、それとも、時間をかけながら、緩やかに原発依存を減らしていくのか、という費用の選択の問題になる、それは国民がどう選択するのか、という政治的な課題である、と説明する予定だったと言われ、都知事選で特定の候補者の支持・不支持を促すものではありませんでした。

このように反証可能な実証的データに裏付けられた問題提起的な論説までも、「不偏不党」の原則を盾に抑制するのはあまりに過剰反応であり、重要な政治経済問題について国民の間で議論を喚起するという公共放送の使命に逆行するものです。かりに、上記の「NHK 放送ガイドライン」に沿って、中北氏の見解と異なる意見を紹介しようと思うなら、NHK側の番組出演者が別の見解を紹介するなり、別の意見を取り上げる番組を企画すればよいのであり、個々の番組の中で対立する意見を紹介しない番組はまかりならないなどといった判断は成り立ちません。

【質問Ⅱ】

- Ⅱ-1 NHKは原発問題を取り上げる予定だった中北徹氏の出演予定の上記番組を、中北氏の不同意にもかかわらず、放送中止とした理由をわかりやすく、ご説明ください。
- Ⅱ-2 NHKは個々の番組の中で異なる意見を反映させない番組は常に放送しないという基準を採用しているのか、ケースバイケースで判断するのかどうかをお聞かせください。後者の場合は、どのような基準で採否を判断するのか、ご説明ください。

以上